

平成 30 年 9 月 7 日

受益者のみなさま

三菱UFJ国際投信株式会社

「ピムコ・グローバル・ハイイールド・ファンド（毎月分配型）」
約款変更のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社の投資信託に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社「ピムコ・グローバル・ハイイールド・ファンド（毎月分配型）」（以下、「当該ファンド」といいます。）につきまして、下記の通り約款変更を行いましたので、お知らせ申し上げます。

本件変更後も当該ファンドの運用方針および運用プロセスには変更はございません。

本件変更の趣旨についてご理解賜りますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧の程、よろしくお願い申し上げます。

本件変更に関しまして、受益者のみなさまのお手続きは不要です。

敬具

記

1. 対象ファンド

ピムコ・グローバル・ハイイールド・ファンド（毎月分配型）

2. 変更日

平成30年9月7日

3. 変更内容（詳細につきましては、別紙をご参照ください。）

①当該ファンドが投資対象とするマザーファンドの追加

マザーファンド名	マザーファンドの概要
マネー・マーケット・マザーファンド	わが国の短期公社債等を中心に投資し、利子等収益の確保を図ります。

②使用指数（ベンチマーク）名称の変更

変更後（新）	変更前（旧）
<u>ICE BofAML 先進国ハイ・イールド・コン</u> <u>ストレインド指数(BB-B、円ベース)</u>	<u>BofAメリルリンチ デベロップド・マーケッ</u> <u>ツ・ハイイールド・インデックス(BB-B、</u> <u>円ベース)</u>

4. 変更理由

- ①当該ファンドが投資対象とする「短期資産マザーファンド」は、平成30年11月6日に繰上償還となるため、同様に弊社が運用を行い国内の短期公社債等に投資を行う「マネー・マーケット・マザーファンド」を投資対象とするマザーファンドに追加するものです。
- ②BofAメリルリンチからICEへの指数売却に伴う指数名称変更に対応するものです。なお、インデックス名の表記についての変更であり、インデックスの内容について変更を行うものではありません。

《ご参考》

当該ファンドの投資対象であるマザーファンドの入替え（変更）完了後、「短期資産マザーファンド」は、平成30年11月6日に繰上償還となるため、投資対象とするマザーファンドより削除を行う予定です。

〈変更予定日〉

平成30年11月7日(予定)

〈変更内容〉

◇投資対象とするマザーファンドの削除

(詳細につきましては、別紙(ご参考)をご参照ください。)

マザーファンド名	マザーファンドの概要
短期資産マザーファンド	わが国の短期公社債および短期金融商品に投資し、利子等収益の確保を図ります。

以上

・ 本お知らせに関するお問い合わせ

三菱UFJ国際投信 お客さま専用フリーダイヤル 0120-151034

【受付時間/9:00~17:00(土・日・祝日・12月31日~1月3日を除く)】

・ 受益者さまの個別のお取引内容についてのお問い合わせ

お取引のある販売会社の本支店へお問い合わせください。

約款変更新旧対照表

ピムコ・グローバル・ハイイールド・ファンド（毎月分配型）

①当該ファンドが投資対象とするマザーファンドの追加

変更後（新）	変更前（旧）
<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>主として円建ての外国投資信託であるピムコ ケイマン グローバル ハイ インカム ファンド J P Y および証券投資信託である短期資産マザーファンドおよびマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資を通じて、世界各国の国債、政府機関債、社債、モーゲージ証券 (MBS)、資産担保証券 (ABS) 等に実質的な投資を行います。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>主として円建ての外国投資信託であるピムコ ケイマン グローバル ハイ インカム ファンド J P Y および証券投資信託である短期資産マザーファンドの投資信託証券への投資を通じて、世界各国の国債、政府機関債、社債、モーゲージ証券 (MBS)、資産担保証券 (ABS) 等に実質的な投資を行います。</p> <p>(以下、略)</p>
<p>(投資の対象とする有価証券等)</p> <p>第22条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、円建ての外国投資信託であるピムコ ケイマン グローバル ハイ インカム ファンド J P Y および証券投資信託である短期資産マザーファンドおよびマネー・マーケット・マザーファンドの受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。以下「投資信託証券」といいます。）のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>(投資の対象とする有価証券等)</p> <p>第22条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、円建ての外国投資信託であるピムコ ケイマン グローバル ハイ インカム ファンド J P Y および証券投資信託である短期資産マザーファンドの受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。以下「投資信託証券」といいます。）のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。</p> <p>(以下、略)</p>

②使用指数（ベンチマーク）名称の変更

変更後（新）	変更前（旧）
<p data-bbox="411 367 619 398">運用の基本方針</p> <p data-bbox="233 443 405 474">2. 運用方法</p> <p data-bbox="245 479 370 510">(1) (略)</p> <p data-bbox="245 515 434 546">(2) 投資態度</p> <p data-bbox="300 551 354 582">(略)</p> <p data-bbox="284 586 801 703"><u>ICE BofAML 先進国ハイ・イールド・コンストレインド指数 (BB-B、円ベース)</u> をベンチマークとします。</p> <p data-bbox="300 743 354 775">(略)</p> <p data-bbox="245 779 370 810">(3) (略)</p>	<p data-bbox="1008 367 1216 398">運用の基本方針</p> <p data-bbox="829 443 1002 474">2. 運用方法</p> <p data-bbox="842 479 967 510">(1) (略)</p> <p data-bbox="842 515 1031 546">(2) 投資態度</p> <p data-bbox="896 551 951 582">(略)</p> <p data-bbox="880 586 1398 739"><u>BofA メリルリンチ デベロップド・マーケット・ハイイールド・インデックス (BB-B、円ベース)</u> をベンチマークとします。</p> <p data-bbox="896 743 951 775">(略)</p> <p data-bbox="842 779 967 810">(3) (略)</p>

以上

約款変更新旧対照表

ピムコ・グローバル・ハイイールド・ファンド（毎月分配型）

変更後（新）	変更前（旧）
<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>主として円建ての外国投資信託であるピムコ ケイマン グローバル ハイ インカム ファンド J P Y および証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資を通じて、世界各国の国債、政府機関債、社債、モーゲージ証券（MBS）、資産担保証券（ABS）等を実質的な投資を行います。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>主として円建ての外国投資信託であるピムコ ケイマン グローバル ハイ インカム ファンド J P Y および証券投資信託である<u>短期資産マザーファンド</u>およびマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資を通じて、世界各国の国債、政府機関債、社債、モーゲージ証券（MBS）、資産担保証券（ABS）等を実質的な投資を行います。</p> <p>(以下、略)</p>
<p>(投資の対象とする有価証券等)</p> <p>第22条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、円建ての外国投資信託であるピムコ ケイマン グローバル ハイ インカム ファンド J P Y および証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。以下「投資信託証券」といいます。）のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>(投資の対象とする有価証券等)</p> <p>第22条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、円建ての外国投資信託であるピムコ ケイマン グローバル ハイ インカム ファンド J P Y および証券投資信託である<u>短期資産マザーファンド</u>およびマネー・マーケット・マザーファンドの受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。以下「投資信託証券」といいます。）のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。</p> <p>(以下、略)</p>

以上